

RoHS 指令除外項目について



EU 委員会は、イギリスのガイダンス案を加盟国では初の RoHS 運用指針として採択しました。今後、各加盟国はこのガイダンスに従って、国内法を整備する方針です。ガイダンス案では、RoHS 指令付属書 C で適用除外項目について示してあります。そこで、RoHS 指令の適用除外となる水銀、鉛、六価クロムの特定用途に関する指針のうち、注目すべき項目を挙げます。

- コンパクト蛍光灯に含まれる水銀で、1 本当たり 5mg を超えないもの
- 一般用の直管蛍光灯中に含まれる水銀でハロリン酸塩ランプ 10mg、通常の寿命の三リン酸塩ランプ 5mg、長寿命の三リン酸塩ランプ 8mg これらの量を超えないもの、またブラックライトランプ・消毒ランプ・医療用治療用ランプなど特別な目的に使用される直管蛍光灯に含まれる水銀
- この付属書で特に言及されていないその他のランプに含まれる水銀
- 高融点タイプのはんだに含まれる鉛 (85% を超える鉛を含むはず - 鉛はんだ合金)
- ブラウン管、電子構成部品、蛍光管のガラスに含まれる鉛
- 合金元素として、鋼鉄に重量で 0.35% 以下、アルミニウムに重量で 0.4% 以下、銅合金で重量で 4% 以下含まれる鉛
- 吸収式冷蔵庫の炭素鋼冷却システムの防錆材としての六価クロム

資料:2004 年11月17日付 環境新聞 p2

機器分析箇所 市川 雅俊

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

